

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城（乙訓）地域】

受付番号	種別	提案概要	技術審査（第2段階エック）結果						審査委員会意見等	備考		
			工事の仕分け等（第1段階エック）			公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性	速効性					
			対象	用意買取の有無	公共事業としての必要性							
1	交通安全施設 信号機（新版）	向日市寺町久々 相20-1先府道上久 世石見上里線交差点	見通しの悪い交差点で、歩行者の標識が危険であることから、安全対策として信号機の設置	無	○	○	○	○	○	実施しない		
2	交通安全施設 信号機（新版）	向日市寺町本12-12先府道西 京高欄線	通勤・通学経路として、多数の標識利用者がいることから、安全対策として信号機の設置	無	○	○	○	○	○	実施しない		
3	交通安全施設 信号機（新版）	向日市寺町修理 玄30-1先府道上久 世石見上里線交差点	交通事故の危険性の高いため信号機の設置	無	○	○	○	○	×	実施しない		
4	交通安全施設 信号機（新版）	乙訓郡大山崎町字 4-12先府道大山崎 大枝線西去法寺里後 線交差点	交通量が多く、歩行者も車両の切れる目を待つて横断している状態であるため半径式信号機の設置	無	○	○	○	○	○	実施しない		
5	交通安全施設 信号機（新版）	長原京市寺岡2丁 自8-1先府道西京高 線継長町京市道 4081号線交差点	長岡京市寺岡2丁となくしており、安全対策として信号機の設置	無	○	○	○	○	○	実施しない		
6	交通安全施設 信号機（新版）	長岡京市寺岡2丁 自1-15先府道伏代 柳谷高欄線市道 3216号線交差点	交通量の多い交差点における安全対策として信号機の設置	無	○	○	○	○	○	実施しない		
7	交通安全施設 信号機（新版）	長岡京市天神4丁 自13-4先府道大山 附大枝線市道3126 号線交差点	長岡京市天神4丁安全対策として信号機の設置	無	○	○	○	○	○	実施しない		
8	交通安全施設 信号機（新版）	長岡京市最法寺 ノ神2-2先府道大山 附大枝線市道1016 号線交差点	変則交差点の安全対策として信号機の設置	無	○	○	○	○	○	実施しない（調整中）		

◆ 第1段階エック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備等に係る工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
- ◆ ⑤他の事業で既に着手している又は計画区间等に含まれている工事
- ◆ 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城（乙訓）地域】

受付番号	種別	提案施設		提案概要	用地買取の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果				参考
		名	称			対象	→該工事とならない理由 (欄外、対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性	技術上の適合性	速効性	技術審査結果	
9	交通安全施設	信号機 (歩車分離)	長岡京市長法寺川原大山崎大線長法寺小学校前	横断歩道をスクランブル化にして、信号機の歩車分離化を要望	無	○		○	○	×	実施しない	向日町署管内(受付番号29)
10	交通安全施設	信号機 (定期制化)	向日市鶴見井町馬司1番地先、新幹線西側道向日市道4001号線	交通量も増加しており、一灯点滅式信号機の定期化を要望	無	○		○	○	○	実施しない	向日町署管内(受付番号58)
11	交通安全施設	信号機 (多様化)	長岡京市駒場1丁目12番地先、西京橋線馬場1丁目	くいちがい交差点で、車両や歩行者が轔轔し、危険な状態なので歩車分離化を要望	無	○		○	○	○	実施しない	向日町署管内(受付番号106)
12	交通安全施設	横断歩道	長岡京市練の里1番地136号	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	×	実施しない	向日町署管内(受付番号43)
13	交通安全施設	横断歩道	長岡京市流ノ町1丁目14番地先	通学路の安全対策として横断歩道の設置要望	無	○		○	○	×	実施しない	向日町署管内(受付番号192)
14	交通安全施設	横断歩道	長岡京市流ノ町2丁目13番地1号	通学路の安全対策として横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	実施する	向日町署管内(受付番号193)
15	交通安全施設	横断歩道	向日市寺戸町初田18番地先	公民館前の安全対策として横断歩道の設置要望	無	○		○	○	×	実施しない	向日町署管内(受付番号206)
16	交通安全施設	道路標示	向日市寺戸町南垣内49番地先	横断歩道の先に電柱が立っており、車両が通行しにくいため、横断歩道の移設を要望	無	○		○	○	○	実施しない	向日町署管内(受付番号205)

◆ 第1段階チェック：対象どならない工事

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
- ◆「第2段階チェック：技術審査」
- ◆ 6項目について○、×の評価を記入